

特定動物（危険な動物）の飼養・保管に関するお知らせ

「動物の愛護及び管理に関する法律」の改正により、令和2年6月1日から以下のように、特定動物の規制が変わりました。

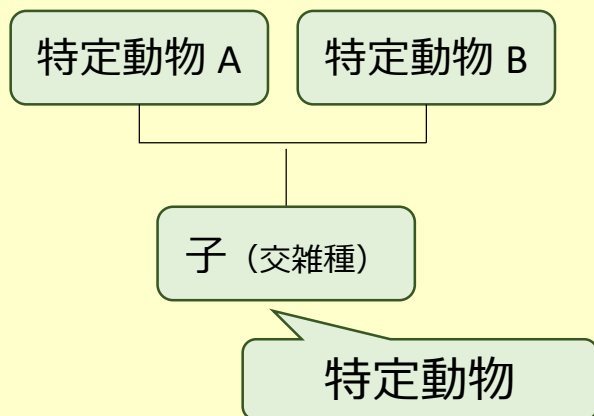
1. 愛玩目的での飼養の禁止

令和2年5月末日までに愛玩目的での飼養・保管許可をお持ちの方は、飼っている個体に限り、飼養の継続が可能です。

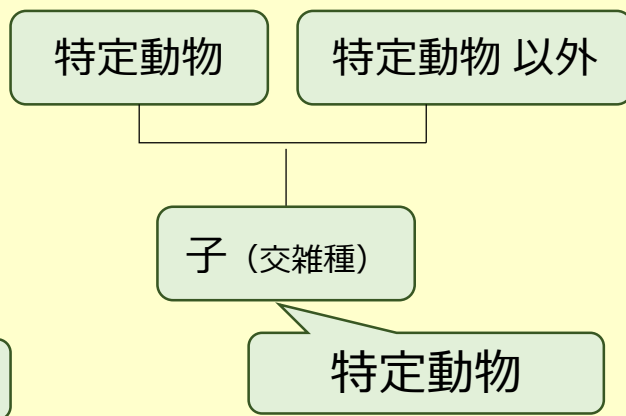
2. 特定動物が交雑して生じた動物が追加

両親または親のどちらかが特定動物である動物は、特定動物の対象となります。

(1) 両親が特定動物



(2) 親のどちらかが特定動物



※交雑種同士の交配により生まれた子は、特定動物ではありません。

特定動物：クマ、ニホンザル、タカ、ワニ、マムシなど、「動物の愛護及び管理に関する法律」で、人の生命、身体又は財産に被害を加えるおそれがある動物として定められた動物。約650種（哺乳類・鳥類・爬虫類）が指定されている。

特定動物の詳細については、環境省のホームページをご覧ください。→
(https://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/danger.html)

